

令和6年 9月26日開会

令和6年 10月28日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和6年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 9月26日（木曜日）	
1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会	6
6. 会議録署名議員の指名	6
7. 諸般の報告	6
8. 会期の決定	6
9. 認第1号 令和5年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	
認第2号 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について	
第9号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	
第10号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）	
第11号議案 志太広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
第12号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
第13号議案 令和6・7年度高機能消防指令センター更新整備業務委託契約の締結について	
以上7件一括上程	7
(1)提案理由の説明	7
10. 散会	9

第2日 10月28日（月曜日）

1. 出欠席議員	10
2. 出席説明員	11
3. 職務のため出席した職員	11
4. 議事日程（第2日目）	12
5. 開議	14
6. 諸般の報告	14
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	14
イ、杉田源太郎議員	25
8. 認第1号 令和5年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	
認第2号 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について	
第9号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	
第10号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）	
第11号議案 志太広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
第12号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
第13号議案 令和6・7年度高機能消防指令センター更新整備業務委託契約の締結について	
以上7件一括上程	40
(1) 質疑（なし）	
(2) 討論（なし）	
(3) 採決	
ア、認定第1号（賛成総員・可決）	41
イ、認定第2号（賛成総員・可決）	41
ウ、第9号議案（賛成総員・可決）	41
エ、第10号議案（賛成総員・可決）	41

才、第11号議案	(賛成総員・可決)	……………41
力、第12号議案	(賛成総員・可決)	……………42
キ、第13号議案	(賛成総員・可決)	……………42
9. 閉議・閉会		……………42

令和6年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 9月定例会会期9月26日（木）から10月28日（月）までの33日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
9月26日	木	本会議第1日（午後2時00分～） 開会・会期決定・議案上程・提案理由説明 ○議会運営協議会（午後1時30分～） ○全員協議会（午後1時45分～） ○全員協議会（本会議散会后） 議案説明
9月27日	金	休会
9月28日	土	休日
9月29日	日	休日
9月30日	月	休会
10月1日	火	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月2日	水	休会
10月3日	木	休会
10月4日	金	休会
10月5日	土	休日
10月6日	日	休日
10月7日	月	休会
10月8日	火	休会
10月9日	水	休日
10月10日	木	休日
10月11日	金	休会
10月12日	土	休日
10月13日	日	休日
10月14日	月	休日
10月15日	火	休会
10月16日	水	休会
月 日	曜日	会議種別等の内容

10月17日	木	休会
10月18日	金	休会
10月19日	土	休日
10月20日	日	休日
10月21日	月	休会
10月22日	火	休会
10月23日	水	休会
10月24日	木	休会
10月25日	金	休会
10月26日	土	休日
10月27日	日	休日
10月28日	月	本会議第2日（午後10時～） 一般質問・議案質疑・討論・採決・閉会 ○議会運営協議会（午前9時30分～） ○全員協議会（午前9時45分～） ○全員協議会（本会議終了後）

9月26日（木曜日）

○出席議員（15人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	八木勝	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	神戸好伸	議員	（藤枝市議会議員）
10番	山本信行	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	増田克彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
16番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（1人）

15番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
-----	-------	----	-----------

○出席説明員

管 理 者 北 村 正 平 (藤枝市長)

副 管 理 者 中 野 弘 道 (焼津市長)

中部看護専門学校長 友 山 眞

事 務 局 長 鈴 木 克 彦

事務局次長 新 村 浩 三

消 防 長 増 田 好 憲

消 防 次 長 関 剛 志

○監 査 委 員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長 渡 邊 剛 (藤枝市議会事務局長)

書 記 小笠原 博 之 (藤枝市議会事務局次長)

書 記 北 川 由理子 (藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)

書 記 石 橋 直 人 (藤枝市議会事務局主任主事)

令和6年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程

日時／令和6年9月26日（木）午後2時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開会・開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

(1) 管理者提出議案の受理について

(2) 例月出納検査結果報告書の受理について

日程第1 会期の決定

日程第2 認第1号 令和5年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定
について

認第2号 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
歳入歳出決算認定について

第9号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1
号）

第10号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第1号）

第11号議案 志太広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の
制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第13号議案 令和6・7年度高機能消防指令センター更新整備業務委
託契約の締結について

以上7件一括上程（提案理由の説明のみ）

散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 2 時00分開会

○議長（油井和行議員） 皆様、こんにちは。

ただいまから、令和 6 年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、15番 石田議員から欠席との届出がありましたので、御報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番 石井通春議員、13番 増田克彦議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（渡邊 剛） 議長。

○議長（油井和行議員） 書記長。

○書記長（渡邊 剛） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から、認第 1 号 令和 5 年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか 6 件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書 令和 6 年 6 月分、7 月分の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1 志太広域（監）第 4 号 令和 6 年 6 月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 2 志太広域（監）第 5 号 令和 6 年 7 月分 | 例月出納検査結果報告書 |

○議長（油井和行議員） 監査委員からの報告につきましては、報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（油井和行議員） 日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から10月28日までの33日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(油井和行議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は33日間に決定いたしました。

○議長(油井和行議員) 日程第2 認第1号、認第2号及び第9号議案から第13号議案まで、以上7件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(油井和行議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(北村正平) ただいま上程されました認第1号、認第2号及び第9号議案から第13号議案までの7議案につきまして、一括してその提案理由を御説明申し上げます。

皆様、お手元にございましたら、この黄色い表紙と、それからこの補正予算書、これに基づきまして説明しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、黄色い表紙のほうでありますけれども、認第1号及び認第2号でございますが、令和5年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

初めに、認第1号 令和5年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、ごみ、し尿等の処理施設、斎場会館の運営や住民の生命、財産を守る消防・救急業務など、圏域住民の皆様にとって欠くことのできない多くの事業を実施してまいりました。特に、各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解・御協力をいただきながら適時に設備等の整備を実施いたしまして、安全で安心した運転管理に努め、確実な組合業務の推進を図ってまいりました。

(仮称)クリーンセンター整備につきましては、令和9年1月の供用開始に向けまして、現在事業が進められております。また、消防・救急業務につきましては、近年、地震だけでなく、台風や豪雨等の災害が増えており、日頃から人命救助に最善を尽くす体制づくりに力を注ぐとともに、消防ポンプ自動車などの消防車両を計画的に更新することにより、消防力の強化を図ってまいりました。

決算の概要につきましては、この決算書の1ページでありますけれども、歳入決算額が85億618万7,394円、歳出決算額は82億1,461万265円となり、前年度と比較しますと、歳入は48.9%、歳出は50.5%、それぞれ増加となりました。

次に、認第2号 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出認定についてでございます。

学校運営におきましては、引き続き学習環境の整備に力を注ぎ、関係3病院との連携を密にした教育により、看護実践力を強化し、質の高い看護師育成に努めてまいりました。

こうした中、令和5年度の看護師国家試験では3年生30人全員が合格しました。また、関係3病院にはそのうち27人が就職し、地域医療に貢献する学校の使命を果たすことができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が2億2,430万8,914円、歳出決算額は2億966万1,231円となり、前年度と比較いたしますと、歳入は1.9%、歳出は1.4%、それぞれ減となりました。

以上が令和5年度一般会計及び看護専門学校特別会計の歳入歳出決算の概要であります。これら組合事業の執行における主たる財源は二市の分担金であり、市民の税金であることを認識し、常に経費節減を心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては、令和5年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに監査委員の審査意見書を付してありますので、よろしくお願いたします。

次に、今度は補正予算でありますけれども、第9号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77万円増額し、予算総額を85億4,577万円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入は分担金及び負担金2億8,049万2,000円減とする一方、繰越金2億8,126万2,000円を増額しようとするものであります。歳出では、制度改正への対応に伴うシステム改修のため、総務費77万円を増額しようとするものでございます。

次に、第10号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入予算について、焼津、藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金を1,364万7,000円減額する一方、繰越金1,364万7,000円を増額しようとするものであります。

次に、今度は第11号議案 志太広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防職員の組織体制について、今後の救急需要の高まりなどに対応していくため、消防職員の定数を260人から287人に改正しようとするものであります。

次に、第12号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

看護専門学校の見護教員について、その特殊性を鑑み、看護教員全体の処遇改善を目的に、教務手当を月額7,000円から4万円に改正しようとするものであります。

次に、第13号議案 令和6・7年度高機能消防指令センター更新整備業務委託契約の締結についてであります。

通信指令業務の円滑な運用を実現するため高機能消防指令センターを更新するもので、本年6月12日に公募型のプロポーザルを行った結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により、契約金額7億9,860万円をもって日本電気株式会社静岡支社と契約するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、7議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（油井和行議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

10月28日午前10時開議です。

本日はこれで散会いたします。

午後2時11分散会

10月28日（月曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	八木勝	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	神戸好伸	議員	（藤枝市議会議員）
10番	山本信行	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	増田克彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
15番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
16番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	新 村 浩 三	
消 防 長	増 田 好 憲	
消 防 次 長	関 剛 志	

○監査委員 鈴木正和

○職務のため出席した職員

書 記 長	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	北 川 由理子	(藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会事務局主任主事)

令和6年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和6年10月28日（月）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開議

諸般の報告

(1) 一般質問の通告受理について

日程第1 一般質問

1 2番 石井通春議員

(1) 2年交代人事によって市民にアピールできる組合の取組は何か

2 12番 杉田源太郎議員。

1 志太消防本部の「消防力強化計画」及び「特定事業主行動計画」について

日程第2 認 第 1 号 令和5年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認 第 2 号 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

第9号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

第10号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）

第11号議案 志太広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13号議案 令和6・7年度高機能消防指令センター更新整備業務委託契約の締結について

以上 7 件一括上程

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（油井和行議員） これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（渡邊 剛） 議長。

○議長（油井和行議員） 書記長。

○書記長（渡邊 剛） 御報告いたします。

初めに、石井通春議員ほか1名からそれぞれ提出されました一般質問の通告を受理いたしました。

以上です。

○議長（油井和行議員） 日程第1 通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

2番 石井通春議員、登壇を求めます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 石井通春議員。

（登 壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今回も前回の議会同様なんですけど、志広組の人事の在り方について聞きます。

前回の議会では、管理者、両市の市長をはじめとし、事務局長、そして、大半の職員が2年交代となっており、この現状が平成4年からほぼ固定しているということを明らかにしてまいりました。私は必ずしも2年交代が全て悪いとは言いませんけども、今回は、その2年交代としていることで組合として市民にアピールできる取組があるのかということなんです。

また、前回の議会では、管理者の答弁としてなんですけど、お互いに分担して責任を一緒に持っていくということを挙げられました。現在、組合で取り組んでおります最大の事業は、本格稼働に向けたクリーンセンターの本体工事でありましてけれども、この工事において両市がどう分担していくというのか。

そして、志広組は一部事務組合とはいえ、両市の業務を共同で処理するために設けられたものです。その業務の中には住民生活に密接に関わる消防、ごみ処理、し尿処理など、なくてはならない重要なインフラが含まれております。

業務が多彩でありまして、例えば、ごみ減量などといった独自の取組を行うことは幾らでも工夫することができると思いますし、そうした取組を進めるには、いわゆる企画部門といわれる検討部署が組織の中に必要と考えます。これは、こういう部署はどこの自治体にもあると思いますけれども、こういう委託によらない政策的な部署等が組合には存在するかどうか。

また、2年交代を是とする答弁の主なものとして、両市でそれぞれ職員は研さんを積んできているから、組合の独自採用をする必要はないというお答えです。

一方で、技能職であります消防の大半は2年交代になっていないわけですから、この明らかな矛盾に対しては適材適所といって済ましているんですね。

消防以外の職務は一般行政職ですけれども、だからといって乱暴な線引きをして、一般行政職だから2年交代でも是としているお答えをしておりますが、一般行政職といえども、し尿とかごみとか、そういうプラントを担うわけですから、それは特別な技能が求められる職種であると考えますけれども、いかがでしょうか。

最後に、今年の3月15日に組合独自の取組として、両市を含め、サントリーと締結したボトルt o ボトルという取組があります。これは、両市において集めたペットボトルを組合が中間処理しているわけですね。リサイクルしやすいように圧縮しているということですが、これを組合がやっている。組合がやっていることで、この取組とそのサントリーとの間でマッチングできたので、ごみ減量に向けた自発的な取組を協力してやっていこうということをして3月15日に発表されました。

これまで、このごみ減量などについてのお答えについては、組合の立場が、両市からの委託の運営を着実にやっていくというお答えです。要は、燃やすだけ、処理するだけという立場だったんですね。今回のこのこうしたボトルt o ボトルの具体化は、組合は、結局、そういうことだけの立場にとどまっていないと。重要な役割があることの1つの証だと思えますけれども、いかがお思いでしょうか。

以上です。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

石井議員にお答えいたします。

初めに、御質問の志広組の2年交代人事についての1項目め、2年交代人事によって市民にアピールできる組合の取組はあるか、このことについてでございます。

議員からは、この3月の定例会、また、昨年10月の定例会でも同様の質問がございました。私も改めて今までのことを検証し、歴史もひもといてみました。そういうことで今回の答弁になるわけですけれども、こういうことは、やはり考える意味があるじゃないかなということは十分に分かっております。

そこで、初めの志広組の2年交代人事についての1項目めの2年交代人事によって市民にアピールできる組合の取組はあるか、このことでございます。

事務職員は、御承知のように、二市の人事異動に伴いまして組合事業の推進に必要な不可欠な技量を持ち合わせた職員、この職員を継続的に二市から派遣を受けるということと同時に、適材適所な人事配置によりまして事業に取り組んでまいりました。

これまでも、事務職員、事務局職員は、斎場会館整備事業、あるいは環境管理センター建替事業、この事業などのビッグプロジェクトを着実に、また確実に推進してきておりまして、市民の負託に応えるべく事業を進めている認識をしているところでございます。

次に、2項目めであります。

クリーンセンター本体工事の責任はどのように両市が分担しているのか、このことでございます。

現在進めている、例えばクリーンセンター整備事業、これは建設地である藤枝市が地元対応を行っているところでございますが、建設整備あるいは管理運営、このことについては二市で構成する志広組が進めているところでございます。

残りの項目につきましては、事務局長からお答えいたします。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

（登壇）

○事務局長（鈴木克彦） 私から、志広組の2年交代人事についての残りの項目についてお答えいたします。

初めに、表題1、志広組の2年交代人事の3項目め、志広組内に政策的な取組を進める部署はあるかについてですが、志広組では、政策的な事務事業については全課で取り組んでおりますが、総合的な調整や施策推進については総務課が窓口になって進めてお

ります。

次に、4項目め、し尿やごみの処理を行う施設では一般行政職に技量が求められるのではないかについてですが、初めに、消防職員については志広組採用のプロパー職員でありまして、人事異動に対し2年ごとの異動ということではなく、適切な時期に、適切な場所へ人事異動があります。一方、組合に派遣されている一般行政職の職員は、その時期や事業に応じた専門性や経験に基づいて両市でそれぞれ選出しており、派遣される以前には市の職員として現場での経験や研修などにより研さんを積むことで知識や技術を熟知し、市政に携わってきた職員であります。組合派遣後も、2年にこだわらず、必要な期間、それぞれの市で培った能力を十分に発揮するため、国が主催する技術管理者講習や先進地視察などを行い、そこで得た知識を組合施設の設計、建設工事や維持管理に反映し、事業を円滑に進めているところであります。

次に、5項目め、サントリーと締結したボトルt o ボトルの取組はごみ減量に向けた自発的なものではないかについてですが、今回のサントリーと締結したボトルt o ボトルの協定については、従来からのごみ減量や環境教育を一層進めるため、二市と志広組で協議し、協定を締結することになったものでございます。今後も循環型社会の構築のため、二市と志広組で協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 石井通春議員、よろしいですか。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 昨日、選挙だったものですから寝不足ですけど、それはお互いさまだと思いますので、しっかりやっていきたいと思っておりますけど。まず、私がこうした人事の質問をしつこく繰り返しておりますけれども、別にそんなに難しいことを求めるわけではありません。今回含めて、結局まともに答えようとしていない組合の対応にあるということから、しつこく繰り返さざるを得ないということは率直に指摘せざるを得ません。

ゆえに、この再質問は、結局、通告と同じ内容になりがちですが、聞いている方たちが分かりやすいように、具体例を含めて、ちょっと聞いていきたいと思っております。

私が求めていますのは、組合は、この大型の事業を担うことが多いわけですね。そこには当然多くの公費がかかります。組合は、その事業を発注する側です。一方で、受

注する側、業者は当然ながらその道のプロの集団であります。そうした相手と対等に渡り合うのは、2年の交代人事ではなかなかそういう蓄積ができないのではないかと。全て今すぐ転換しろとは言っておりませんで、将来に向けて、これは従来はやってきたわけですね、組合が採用してきたと、職員を。従来取り組んできた組合が職員を採用してきたことを、2年交代ではなくて、再開をしていくべきではないかという、極めて単純な話なんですよ、私が言っているのはですね。

今回のこの通告は、この今の2年交代によって、そういう人事によって、市民にアピールできるものがあるかということです。お答えは、斎場整備ですとか環境管理センターの建て替えなど、こういう大きなプロジェクトに対応してきたというお答えなんですね。これは、2年交代によるアピールという私の問いに対する答えになっておりませんので、もう一度お願いします。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 2年交代の人事によって市民にアピールできるもの、という御質問でございますけれども、2年交代している職員というのは、まず管理者であり、副管理者、それから、事務局長、事務局次長、総務課長、出納員というのが今、2年交代になっております。

それで、大半の職員が、というようなお話もありましたけれども、大半ではなくて一部の職員ということで御認識いただきたいと思えます。

それで、2年交代によってアピールできることと言われましても、2年交代の人事だから何々がアピールできるというのではなくて、1年であっても、3年であってもアピールできるもの、どのような人事の体制であっても志広組というものはちゃんと与えられた業務を遂行しているというものがアピールできるものということで答弁させていただいているものです。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 2年交代が何か一部のようなことを言われましたけども、前々回の議会で私が聞いているんですが、過去10年間で両市から114名が派遣されてる。こ

の平均在職年数が何年か聞いているんですよ、前々回では。3年ちょっとなんですよ。2年交代が何か一部のようなことを言われましたけど、これ違うんですよ、前提が。ほぼ2年交代。全部2年交代とは言いませんよ、ほぼ2年交代になっていると。だからこそ聞いているわけです。入れ替わりが激しいというのが、よい言い方をすれば若返りが図れるかもしれない。

役所のルールとして、若いうちにいろいろな部署を経験させるという、いわゆる暗黙のルールみたいなものがあるのは私も承知しておりますけれども、組合の仕事ね。これは巨額の金額を差配するという性格があるんですよ。私はだから、組合の部署というのは、そういう、いわゆるジェネラリストと呼ばれる全般的な考え方よりもプロフェッショナル的な部署ではないかと、その比重が重いのではないかとということで聞いていますが、いかがですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 前回の答弁で114人の職員が派遣されていて、その在籍年数は3.12年というふうな答弁をさせていただいているものでございます。こちらの志広組につきましてもプロフェッショナルな人間を配置していないわけじゃございませんで、議員も御承知だと思いますけど、クリーンセンター整備課長につきましても、現在、このクリーンセンター整備課で5年目、志広組としては7年目でございます。必要な部署には必要な職員を長く置いて、そちらの事業が確実に達成できるようにしているというのが志広組でございます。

また、高柳清掃工場につきましても5年目の主任技士というものがおりまして、あと、藤環センターにつきましても、新しいセンターができるまでは同じ職員が携わり、その後、また次の職員が、というふうによく引き継ぎをしながらやっているという中で、事業については沈滞を招かないようにしているというのが志広組でございます。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 課長職でそういう長い方がいるのは私も承知しておりますけども、あくまでこれ例外なんですよ。

巨費が左右されるという部署で、いわゆる政策的な部署が組合の中にあるかという聞いた答えは、結局、総務課ということなんですが、なかなかその少ない人員の中で企画

等をつくるのは大変かもしれませんが、きつくはないと思います。

毎年、この決算のときに主要施策概要報告書、議員の皆様にも配られておりますけども、この中身を見ると、ほとんど委託事業なんです。あとは処理費用。これに終始してるんですね、ほとんどが。この報告書を見る限りは、そういう独自のもの、取組といったものがあまりにも乏しいと言えらると思いますけど、いかがですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 両市からの委託という役割なものがあるのではないかというお話でございますけれども、これまでも二市が共同して取り組む事業は着実に進んでおりまして、志広組独自、自発的な取組というものは今はないというものでございますけども、従前におきましては、ふるさと志太振興事業特別会計というものがございました。こちらにつきましては、ふるさと志太振興事業基金というものがあつて、その運用によって成り立っている会計がございました。そのときには志太のミュージカルであつたり全国PK選手権などというものを志広組が独自に事業としてやっていたということで企画をしていたというようなことはありますけれども、今はその基金もございませんで、今、志広組のほうに任されている事業というものは、それこそし尿の処理であつたり、ごみ処理であつたり、消防であつたり、看護学校の看護師養成であつたり、そういうものは二市からの委託されているものですので、そちらについて邁進しているというものでございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 結局独自の自発的な取組は今はないと。基金的なところのその取り崩しはあつたということは私も聞いておりますけども、それが残念ながらの現状ですね。

組合派遣後も、その2年にとらわれず、必要な期間、それぞれ市で培ってきた能力を発揮しているとお答えですけども、ちょっとここからは残念ながら見えないというふうには思います。

一方で、消防ではプロパーを採用しているわけですね。こちらはこちらで適材適所という言い方を当然しておりますけども、こういうことを言われますと、何か私がぐだぐだ言ってますけど、志広組が言うことは全て正しいと言っているようにしか私には聞こ

えないんですよ、一方で消防では適材適所というのは。

ではね、組合がそのプロの業者を相手に、現実対等に渡り合えていないということを2つの例についてお聞きいたします。

1つは藤環です。大洲にあります藤枝環境管理センターですね。し尿処理施設です。この藤環の工事途中に地中障害物があったために追加工事費用が発生いたしました。業者、水 i n g ですね、業者は組合に対して、その費用として4,267万円を請求してきました。それに対して組合は、パシフィックコンサルタンツという会社に工事費用の調査を頼み、結果、2,739万円になりました。つまり、業者は差引き1,528万円の過大な請求をしてきたわけです。問題は、この過大な請求をしてきたことに対して、組合が独自に見抜くことができずに、外部の会社に委託せざるを得なかったということです。

私は、こうした事態は、これからクリーンセンターの本格工事をはじめ、次から次へと発生することにつながっていく。そういうことがないように対応できる人事、独自採用によって培っていくことが必要な状況ではないかと考えますけど、いかがでしょうか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） ただいま藤環センターの従前の工事中に発生したのもので、地中障害物が発生したというものの例を挙げていただきましたけれども、この際にとった対応としましては、委託業者に頼んで金額の精査をしていただいたということになりまして、これは、職員が能力がないとか、そういうものではなくて、言い方は悪いですが、一般的にこれが市の行政の進め方としてやらせていただいていることだと認識しております。

こちらが、議員がおっしゃるのはプロパー職員を採用しろというようなことでございますけれども、従前、志広組にいたプロパー職員につきましても、同じ箇所ずっといるというような方はいらっしゃいませんでした。その中で、志広組にいながらいろいろな部署、例えば、環境管理センターにいた後に看護学校に異動してみたり、それから清掃工場に行ってみたりというものでなっています。一部につきましても市のほうに派遣すると、人事交流をしていたというものもございますので、そういう面で、今、このプロパー職員を採用すれば、そういうものにも対応できたというものでは私はないと思っております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 一般的なやり方としてというふうに言って、過大な請求に対して対応ができなかったことを正当化しちゃ駄目ですよ。事実、外に頼まなきゃ分かんなかったわけですから、4,700万円が妥当かどうか。そのことを聞いてるんですよ。

それから、プロパーの職員は採用しても、いわゆる志広組の中で異動するからというお答えは、私の答えとすり替えてる。私は志広組の中の異動をするなどとは言ってない。志広組で採用すべきだということをはっきり言ってるんですよ。そのことに対してすり替えちゃ駄目だ。組合の中で異動するからプロパーの職員を採用する必要はないと。あくまでも私が聞いているのは、派遣という形で両市から定期的に来て2年で替わるという、そのやり方を聞いてるんですよ。そこからの転換ね。あまりにもちょっと硬直化していると思います、考えが。

もう一つの例。今度は大環です。大井川環境管理センター。焼津のし尿処理施設ですね。ここは、運営を含めて、建設工事に対して2者が応募いたしました。結果、10億円高い金額を提示した現在のクボタが落札したわけですね。普通安いところが受注するはずなんです、10億円高いところが受注したんですよ。その理由は運営面にあると。つまり、クボタのほうの提案が優れていたから高いほうであっても採用したわけ、組合が。ところが、この運営面で業者の提案がどうであったか。価格を上回る内容がどういうところであったかとさんざん私はこの議会で聞いたんですが、幾ら聞いても答えない。組合が答えたのは、著作権があるので、と提案書にあるから答えないと。つまり、業者、言いなりになっているんですよ。違いますか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） ただいまの大環の話でございますけれども、申し訳ございませんんけど、私、それほどこちらについて詳しく話が分かっておりません。申し訳ございません。

著作権があるので答えないということで何回も質問されたことについても答えなかったというお話ですけども、この著作権ありきというものですけれども、業者からの提案書というもの、今回のクリーンセンターもそうですけれども、それについても著作権があるというのは、私はそれを聞いておりますので、それについては答えられないという答弁するというのが普通かと思えます。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 高いほうを受注しているからどうなったのかと聞いたんです。

安いほうを受注していれば別にそんなこと聞きませんよ、提案の内容がどうなっているかと。DBOでやるやり方としては、当然価格面が高いほうを受注するケースもあるわけだから、それが提案のほうを上回っていればそういうケースもあるというのは私も分かっているんですよ。実際、高いところはクボタを受注したんだけど、じゃあ、提案面がどうなっているかと聞いたら答えない。著作権が業者にあるからと。契約書の中にあるからね、というふうにしかならなかったのが組合だったんです。

それから、詳しくないと言われましたけども、そういう面も、あれだけ私、議会で問題にしたんですから、やはり事務局方トップとして、ずっとそのときいなかったというのは私も知ってますけど、あなたたちがやったわけじゃないから、でも、あれだけやったわけですから、やはりそこはきちんと。そこにもやはり私、交代という考え方、在り方がね、ちょっとあるのかなと思いますね。

結局、そのときも開示請求まで私やったんです、提案の中身が。その提案、組合が行った質疑応答の経緯を業者とやったわけですよ。ところがこの開示請求も、いわゆる黒塗り、企業秘密だと。そんな話ですよ。単純な話じゃないです、厳たる事実として聞いてるわけですよ。お金もかかっているわけです。

最後に、サントリーの取組、ボトルt oボトルについてです。

これは、組合でしかできないことがあるんですね。単なるペットボトルの資源化というものではなくて、いわゆるペットボトルは両市が集めると。その集めたペットボトルを資源化するにあたっては、その過程で中間処理というものをやらなきゃいけない。圧縮などをするという、ペットボトルをぎゅっところする。これは志広組がやってるわけですね、集めるのは両市なんだけど。この中間処理の過程で、その過程でサントリーとコラボができたので、いわゆるこの協定という合意がなされたわけですね、ボトルt oボトルという取組が。ですから、私の問いは、ごみ減量の取組として、志広組も独自色を発揮すべきではないかと過去にも聞いておりますが、先ほども言われましたが、両市からの委託の運営を着実にやっていくというお答えだけなんですよ。

組合の役割は、だから、それ以上のものがあるというふうに思いますが。通告のお答えは、ごみ減量や環境教育を一層進めるため、二市と組合が協議して協定を締結するこ

とになったという、これだけなんです。これも、だから答えになってないわけですよ。ですから、もう一回お願いします。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 先ほどの大環のお話でございますけれども、私が無知であったということで今、お話がございましたけれども、本当に確かにこちら、事務局のトップを務める者として、過去のもの、議案等、それから、どういう答弁があったのかというものをもうちょっと勉強するべきであったというふうに、それは反省させていただきます。

それで、今回のサントリーとの提携でございますけれども、ごみ処理につきまして、志広組としての独自色を出すべきではないかというふうなお話でございます。独自色というか、考えないということは、こちら、志広組としてはいけないことだと思っておりますので、独自色が出せるかは分かりませんが、志広組として何ができるのか、そういうものをまた研究させていただきますまして二市のほうに提案できれば、志広組としてもよりよい組織になるのではないかと思いますので、そちらは研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） ちょっと誤解のないように言っておきますけど、このボトルとボトルというの、私は優れた取組として評価しているんですよ。この上、また発展を期待しているからこそ聞いているわけですから。

ペットボトルだけを言いましたけれども、ほかにもいろいろやはり志広組のやっていることは多彩ですからね、いろいろと考えられるというふうに思うんですよ。ですから、何ていうんですか、粛々と委託を受けると、燃やすだけだというような立場にとどまっているべきではないと促す質問をしているわけです。

具体的な問題点をはじめ、お伺いいたしました。改めて、独自採用ということについては検討すら言えないのかと。そんなに難しいことを言っているわけじゃありませんが。最後に聞きますが、いかがでしょうか。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 御承知のように、来月、11月に脱プラスチックの国際条約という

やつがやられるんです。そのときは、日本の国は今、脱炭素、あるいは循環型社会の形成、このようなことに必死になっているところでありますけれども、そういう中で、私はこのボトル to ボトル、これがたまたまサントリーさんの考案したやつでという提案を受けたんですけれども、これは我々の施策としてアピールしたほうがいいだろうと。脱炭素あるいは循環型社会、これをやるために我々はいろいろ研究している中でサントリーさんから提案を受けて、これになるほどと思ったからこれも採用したということですが、これは単なるペットボトルの話ですけれども、これはこれからやることはいっぱいあると思うんですよ。ですから、まず我々の施策としてアピールして、それを企業とか業者が、そういうことをやってるからそれに呼応してやるんだというようなアピールの仕方、また、そういうような視点で研究していく、そういうことが大事だなと。特に志広組はこういうような要素が非常に大きいように思っておりますので、これからもそういうような姿勢で進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 工夫によっては、だからそういうところもいろいろと出てくるわけでございますけれども、改めてそういう発想というものが出てくるというのは、やはり組合に長くいる、そういう立場のそういう職員といったものが必要なと、私は改めて考えておりますので、それを求めて質問を終わります。

○議長（油井和行議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 議長、12番 杉田源太郎。

（登壇）

○12番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

志太消防本部の消防力強化計画及び特定事業主行動計画についてお伺いいたします。

コロナ感染がまた拡大している。そして、連日の猛暑の中で熱中症、火災消火活動、2024年の1月から8月、これはその資料によりますと、出動回数は火災で41件、救急搬送が、救急ですね、それが出動したのが8,259件。救助がその中で31件あったと。市民の命と安全を守る活動、これに本当に感謝いたします。志太消防本部では、平成25年3月に発足以来、消防力強化計画を策定し、ホームページで公表しています。令和2年3

月に策定した現計画は、計画期間が令和6年度までとなっています。この10月議会で決算報告、そして提案された議案も、その計画に基づいたものだと思います。

そこで、現計画の検証と次の計画がどのようなものになるかについて、市民生活の安全と安定に直結する消防組織の充実に焦点を当てて、人員及び施設、装備がどのように整備されてきたのか、また整備されるのか、これを確認させていただきます。

この私の資料、参考資料は、志太消防本部のホームページから見させていただきました。

(1) 消防組織の充実について

ア、3月25日に志広組の施設見学を行い、予想以上に藤枝消防署南分署のその老朽化が進んでいることを知りました。皆さんも御存じだと思います。消防力強化計画を見ると、南分署は昭和59年1月に完成し、築40年を経過しています。同じく焼津消防署東分署も築40年が経とうとしています。

消防力強化計画では、取組事項として、①消防施設の機能維持と長寿命化を進める、②として、消防施設の在り方や、より適した配置場所等について、構成市と連携し調査研究を進めるとありました。

(ア) 長寿命化に向けてどのような計画を立て、進めているのでしょうか。

(イ) 令和5年度決算で、消防庁舎管理費で各種設備の修繕に要した経費とあります。藤枝消防署南分署、焼津消防署東分署、この修繕は行われたのでしょうか。行われたとすると、どの程度進んでいるのでしょうか。

(ウ) 2つめの取組は消防庁舎の建て替え等を念頭とした調査研究と考えられます。長寿命化と矛盾する取組ではありませんか。

(エ) 令和2年の消防力強化計画では、救急隊は南分署、東分署ともに9人。この5年間の経過はどのようになっているのでしょうか。

(オ) 特に救急需要のある南分署と東分署に救急隊を増やした場合、現在の施設のままで対応できるのでしょうか。

(カ) 大規模、多様化する災害に対する専門部隊、この強化として、指揮隊の体制を6人配置から9人配置に、指揮隊への女性職員の配置を検討、女性の活躍を推進するとあります。過去5年の経過はどうなっているのでしょうか。

(キ) 過去5年間の離職者は男女別でどの程度いますか。その年齢傾向はどのようになっているのでしょうか。

(2) 女性消防吏員の活躍について

組織の体制強化の重点施策4で、女性消防吏員が活躍できる組織の実現。その基本方針として、令和6年度までに消防職員に占める女性割合を5%、13人にするとあります。

ア、女性活躍推進法に基づく志太広域事務組合特別事業主行動計画前期計画（これは平成28年から平成32年となっていました）では、女性採用人数（消防職）は、平成27年度、平成29年度、令和元年度で各1名、計3名です。後期計画（これは令和3年度から令和8年度）、現在の達成状況は5%。その13人との関係はどうなっているのでしょうか。

イ、消防職員を増やす目的は何でしょうか。

ウ、平成28年度から令和2年度のこの5年間の採用試験出願者総数が298人となっています。そのうち女性受験者は21人とあります。それをどのように評価しているのでしょうか。また、女性消防職員を増やすために、どのような取組を行ってきましたか。

エ、女性職員が24時間、消防士として勤務できる施設環境はどのようなものでしょうか。

オ、超過勤務は全体で20.5時間、月ですけれど。平成元年度から平成26年度は26.8時間、月です。これで減少はしているけれど、行政職では16.6時間/月で、倍加しています。消防職は28.7時間から21.2時間と減少はしていますが、女性消防職の状況はどうですか。

以上、一般質問といたします。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、御質問の消防力強化計画及び特定事業主行動計画についての1項目め、消防組織の充実についてのア、消防力強化計画についてのさらに1点目、消防庁舎の長寿命化について、このことをご紹介します。

消防庁舎は、構成市である藤枝市と焼津市から無償で貸与されておりまして、庁舎の長寿命化への取組は、それぞれの市が策定している公共施設等総合管理計画、この計画に基づきまして両市が進めているところでございます。

次に、2項目め、女性消防吏員の活躍についての2点目、女性消防職員を増やす目的

について、このことをございます。

消防では、女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによりまして、子供や高齢者、災害時要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力を向上させることを目的としております。引き続き、女性消防職員の確保に向けた取組を行ってまいります。

次に、3点目、採用試験に係る女性受験者について、このことをございます。

これまでの取組といたしまして、消防の業務は女性が活躍できる職場であること、あるいは魅力ある仕事であることを伝えるために、女性消防職員によるインターンシップの開催や、多くの女性が活躍している現状を情報発信するなど努めてまいりました。その結果、平成28年度から令和2年度までの女性受験者数は、年度により増減はございますが、全体の割合は約7%で、組合としては今後も女性受験者を確保するよう取り組んでまいります。

残りの項目につきましては、消防長からお答え申し上げます。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

（登壇）

○消防長（増田好憲） 私から、消防力強化計画及び特定事業主行動計画についての残りの項目についてお答えいたします。

初めに、1項目め、消防組織の充実についてのア、消防力強化計画についての2点目、南分署、東分署の修繕状況についてであります。消防本部では、庁舎の小規模な修繕について優先度をつけ実施しており、令和5年度においては南分署の浄化槽、分電盤などの改修を実施しました。東分署では不具合が発生していなかったため、修繕の必要はございませんでした。

なお、昨年度より、両分署を含めた4庁舎において構成市が仮眠室等の改修を進めております。今後も二市の計画にのっとり、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、3点目、消防施設の在り方等に関する調査研究についてであります。この取組は、消防力を最大限に発揮するため、消防力の基礎となります人員、車両、庁舎などの適正な配置を把握しようとするものです。

次に、4点目、南分署、東分署の救急隊の配置についてですが、両分署とも令和2年度と同様の9人体制でございます。

次に、5点目、南分署、東分署の救急隊の増員と現有施設との関係についてですが、以前より、職員の増員にも対応可能な施設となっておりますが、先ほども申し上げたとおり、昨年度より仮眠室等の環境改善に向けた改修を構成市が進めているところであります。

次に、6点目、指揮隊の配置経過についてですが、藤枝署及び焼津署に各1隊配置する指揮隊は令和2年度までそれぞれ6人体制でしたが、令和3年度から各署に現場経験豊富な再任用職員を1人ずつ配置し、7人体制としております。そのうち女性職員は令和3年度は焼津署に1人、令和4年度は両署に各1人、令和5年度は焼津署に1人、配置いたしました。

次に、7点目、各5年間の離職者の傾向についてですが、令和2年度以降の離職者は、20歳代が3人で、うち男性2人、女性1人、30歳代が2人で、うち男性1人、女性1人で、合計5人となっております。

次に、2項目め、女性消防吏員の活躍についての1点目、女性消防職員の採用達成状況についてですが、現在、女性職員は9人で、職員全体に占める割合は3.5%となっております。今後も目標達成に向けた取組を進めてまいります。

次に、4点目、女性消防職員の施設環境についてですが、トイレやシャワー室、仮眠室など、専用の施設が整っていることが必要であると考えており、女性職員を配置する消防庁舎では既に整備済みとなっております。

次に、5点目、女性消防職員の超過勤務の状況についてですが、女性職員も消防隊員や救急隊員として活動しておりますので、超過勤務の状況に男女の違いはございませんでした。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 杉田源太郎議員、よろしいですか。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） では、再質問させていただきます。

まず、最初に、消防組織の充実のところですが、構成市が策定した公共施設等総合管理計画、これに基づいて進めるという、そういう今、答弁だったんですけど、これは誰が。志太消防本部なのか、あるいは構成市なのか、どのような点検項目の判断基準に基づいて進めているのかをお答えください。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） お答えいたします。

構成市が実施するものでございますが、主体はあくまでも構成市、それと組合とともに建物や設備機器の劣化状況、それと点検の報告がありますので、そうしたものを確認しまして、工事優先度を考慮した施設の保全を行うことで、施設の長寿命化を進めております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今回の答弁の中でも、先ほどもあったんですけど、施設に関しては構成市から無償貸与されているという、そういうことを聞いて、あっ、そうなんだというのは、この前、聞き取りの中で分かったんですけど、長寿命化、これに取り組み、これを実施しているということは分かったんですけど、両市がどのように進んでいくかというのは、それはもう両市に聞くしかないということではないですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 当然庁舎を24時間365日使っているのは消防ですので、その間に不具合が発生した場合には、その都度、構成市に相談、協議をさせていただいております。結果、継続的に維持管理ができるよう努めているところでございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。

まだちょっと分からないところ、東分署はちょっと私、見てないもので、そこもちょっと確認させていただきながら、両市、あるいはその市議会で確認させていただきます。

今の御答弁の中で、大規模な、緊急的な、あるいは、かつ高額な修繕が発生したときには、その都度、構成市と協議、修繕を行うという、そういう答弁いただいたんですけど、構成市との協議、これは先ほどの答弁の中でちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、その点検そのものは消防のほうでやって、それを構成市のほうに報告をして、その報告に基づいて構成市がやるってことのように聞こえたんですけど、構成市

との協議というものの実態をつかむためには、その構成市と一緒にあって協議しなければならないと思うんですけど、それはどのように進められていますか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 庁舎でありますとか庁舎に不随する設備につきましては、法定点検等を組合のほうで実施をしております。当然その点検の結果報告の中で、不備、不具合等があれば、その内容を構成市と組合のほうで協議をしまして、場合によっては合同で実施をします庁舎の状況調査、これも同時に行っております。そういう中で不良箇所の確認でありますとか修繕計画全体のものを立てながら維持管理を進めているところでございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中で、一応法定点検というのをやられて、それは組合がやって、必要に応じて合同で協議をするという、そういうこともあるということを確認しました。これも市のほうに確認をしていきます。

今、いろいろな不良箇所等のその修繕計画を立てながら維持管理をやっているということなんですけれど、今まで構成市が行った修繕というのはどのようなものがあったんでしょうか。ちょっと具体的に、その件について教えてください。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 主な大規模な改修の内容ですけども、藤枝市では藤枝消防署の外壁の修繕、それと南分署の自家発用の発電機の更新を対応していただきました。焼津市のほうでは焼津消防署の空調設備、そちらの修繕と中央監視装置の更新をお願いをしていたところでございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今、藤枝では外壁、あるいは南分署で発電機ですか、発電機というのはどのくらいのものなのか分かんないですけど、焼津では空調と監視装置。この大きなものの4つだと思うんですけど、これの金額というんですかね、これは構成市がやったものであるかもしれないけど、この金額というのは大体どのくらい、概算でもいいですけど、お願いいたします。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 南分署の発電機ですけども、停電時に庁舎に必要な最低限の電力を補うための発電機でございます。先ほどお答えしました修繕費の内容ですけども、外壁修繕につきましては約300万円、自家用発電機の更新が約550万円、それと空調設備の更新が、施設が大きいものですから約5,500万円、中央監視装置の更新が約1,700万円と聞いております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） その空調、確かに焼津の消防署はかなり大きいもので、5,500万円というのは、ちょっと聞いてびっくりしました。そうすると、この4事業だけでも8,000万円近くあります。これは、先ほど構成市が管理しているということだったので構成市が行ったことなんですけれど、このくらいの金額、今、外壁で300万円、一番高いところで5,500万円というのが4つの中ではありました。

構成市が行う事業として、その中で、これ以上の金額については構成市がやる、これ以下のものについてはこの志広組の予算の中でやる、そういうものの基準というのはあるんですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 修繕の内容によりまして、緊急度も考慮しながら、その都度、構成市と協議を進めていくということになっております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 内容により、その緊急度とか、そういうものによって、その都度協議しながら決めていくということです。どのように決めるかということについては、その構成市の判断ということによろしいですか。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 使用している消防側の意見も十分伝えながら、最終的には構成市の御判断になるかと思えます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。

今回のこの質問の発端が、一番最初に言った視察をさせていただいたときの南分署を見てちょっとびっくりしたというところから始まっているもので、南分署については藤枝市のほうに確認をさせてもらうようにします。

次に、消防力を最大限に発揮するという、そういう答弁が2つ目の取組というところで、庁舎の建て替え等ですね、そのところで、消防力を最大限に発揮するため、この調査研究、この内容というのは具体的にどんなものでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） この調査研究ですけれども、それぞれの消防署が管轄する地域の人口の分布、それと地形、あとは道路とか交通事情が過去から現在に至るまでに日々変わっているものですから、それと災害発生状況ですね。過去、こういうところでこういう災害が発生しましたと、そういう状況を考慮しながら、今後の見通しを踏まえまして消防力を最大限に発揮できる取組、そういったものを取り組むという調査研究でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の御答弁の中で、地域の人口だとか地形だとか、交通問題もどんどんずっと増え続けてきてるというのはあるんですけど、そういう、先ほども言いましたけど、南分署のあの地域というのは物すごい、商店街から住宅なんかもどんどん、どんどん増えてきて、そこで、最初ちょっと言ったかどうか忘れたけれど、南分署と東分署の出動回数っていうのは物すごく多いんですよ。そういうところからすると、やはりこの、今言った、人口だとか、地形だとか、交通状況だとか、そういうものを考えると、やはりあそこの消防署の建て替えというものを念頭に入れなきゃならないんじゃないかなというふうに今、感じました。

これは要望になりますけれど、最大限の消防力を発揮するという、その取組、これは財源にも限りがあるもので、そのとき幾ら以上は構成市で、幾ら以下は消防のほうだというふうに言えないかもしれません。だけれど、実際にその視察した先、南分署では、ほかの消防、自分はしょっちゅう焼津署へ行かせてもらってるもので、そことの比べ、あるいはその大井川署というんですか、大井川分署っていうんですか、あそこのところ

も何回もちょっと行かせていただく中で、ほかのその消防施設と比較しても、やはり特に老朽化はちょっと著しく感じるんですよ。そういうときに、職場のその環境、決してほかのところと比べてというあれじゃないかもしれないけれど、築40年くらいたっていて、やはりそのところの災害対策のその拠点の施設として、確実に機能させるという、そういう趣旨も踏まえて、今後、建て替えも含めた検討、これは消防だけじゃなくて、両市、構成市と一緒に進めていただきたいと思います。

次に進みます。

オのところですけど、現在の施設で南分署と東分署の救急隊員の人員増、これに対応できるかということなんですけれど、先ほどの答弁の中で、以前より職員の増員があっても、それが対応可能な施設となっているという答弁があったと思います。以前より職員の増員に対応していることのその以前というのはいつからずっと大丈夫だということなんですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 先ほど申し上げましたとおり、消防の勤務は24時間ということで、職員はその庁舎の中で夜、仮眠を取らなければなりませんけども、その仮眠室のスペースが対応できるかできないかが大きく関わってくると思います。そういうことに関しまして、南分署も東分署も、従前よりそのスペースは確保されているというような内容でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 老朽化はしているけれど、今言った、以前よりそのスペースはというのは仮眠室のスペースがあるよという、そういうことですね。分かりました。

その増員に対応可能な施設であることは分かりましたけれど、その施設の環境ですね。その改善に向けて修繕を進めるというふうに言われました。これは具体的にどのことを言っているんですか、何を言っているんですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 構成市におきまして、仮眠室の完全個室化ということで、東分署、それと北分署では、昨年度に構成市のほうで実施設計を行っていただきまして、本年度に完成の予定となっております。また、藤枝消防署と南分署では、現在、構成市の下、

実施設計業務を進めているところでございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 私も、今回、その一般質問の聞き取りのときに、大井川分署ですか、そこで個室をちょっと見させていただきました。ああ、こういうことなんだなと。本署はちょっと分からなかったんだけど、場所も教えてもらいました。そういうところで、あそこで見たようなものが完全個室という、完全個室というんですか、名前、よく分かりませんが、その個室化が今年度、今年度ですか、設計がされて確実にそれが実施されていくということがもう決まってるということによろしいですか。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 実施設計を進めているということで、次年度につきましては、これから構成市のほうで予算の要求がされると思います。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ああ、そうですね。ああ、構成市ですもんね。了解しました。

次に、大規模、多様化する中でという中で、令和5年度に藤枝署の指揮隊に女性の配置がない。その理由は何でしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 定期の人事異動によるものでございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先ほども石井議員も伺いましたけど、人事異動ということがありました。退職だとか離職じゃなくて、人事異動ということですね。分かりました。

その次に、離職者の関係で、20代と30代で合計5人という、そういう答弁いただきました。その離職の理由について、いろいろあると思うんですけど、今、いろいろなところで、新聞なんかでも話題になっていますけれど、そういうものを職場の中で、こういう問題があるんだ、ああいう問題があるんだということで、そのことについて事前に相談できる、対応できるような、そういう体制というのは消防のほうにはあるんでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 消防本部の中では、各署の署長、分署の分署長、それと所属課長のほうで定期的な職員との面談をやって、いろいろなことを聞いております。それと窓口としては、消防総務課内に気軽に相談できる窓口ということで、そうした相談口を設けております。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。

実は、これは令和5年度の歳入歳出の決算審査意見書の中に、この中の人材の確保というところで、消防職員の採用にあたり、女性に配慮した施設の整備や当直室の環境改善に加え、手当等の見直しにも早急に取り組んでいただき、女性消防職員の確保だけでなく、若手職員の早期離職の防止にも努めていただきたいというふうに、こういう意見がありました。全くこのとおりだと思っています。今、そういう窓口もつくっていただいているということですので、今言ったように、離職の理由というのが、皆それぞれあると思います。全国的に地方公務員の若年層の離職がすごく増加しているというのを聞いています。特に消防というのは24時間交代勤務で、やはり精神的にも肉体的にもすごく負担の多い職種だというふうに私は認識していますが、その相談窓口、これは既にもう、先ほど言ったように、設置済みということなので、今後も継続して職場の環境、この整備に努めていただくよう強く要望させていただきます。

次に、（2）の女性消防吏員の活躍についてに移らせていただきます。

先ほど、現在、女性職員が9人で、その占める割合は3.5%だと。今、消防職員は全体で258人という資料がありました。そこにおける消防職員全体の中で女性職員の割合、これをその目標を5%、13年に設定されておりました、そちらの資料では。その後の将来的な女性採用に関する目標、こういうものについてお伺いたします。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 今後も男女問わず、優秀な人材を継続的に確保したいと消防のほうでは考えております。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） やはり意見書にも書いてあるけれど、女性職員確保だけでなく若手職員と書いてあるもんで、全くこのとおりだと思っています。男女区別なく、きちん

と働ける職員を継続的に確保していくこと、これをお願いいたします。

そして、職員の採用試験ですか。採用試験の女性受験者数が21人のことについて。

その御答弁の中で、さらなる女性受験者を確保していくことで、そのインターンシップの開催をしているという答弁がありました。インターンシップ、実際の業務や働く環境を体験する、それがインターンシップなんですけれど、その具体的な内容はどんなことでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 参加者に消防業務の理解を深めてもらうということがまず第一でございます。実際に消防活動で着装する防火衣、火災の活動のときに着る防火衣でありますとか、呼吸器ですね、大きなボンベを背中にしょって呼吸を確保するという、そういう呼吸器、そうしたものの着装体験を実際にやってもらうとか、資機材の操作の体験をやってもらっております。

それと、若手消防職員、この職員との座談会で消防を身近なものにしていただくというような、そんな考えの下、実施をしております。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今、インターンシップの中で、その防火衣だとか呼吸器、こういうのを地域なんかでもやっている、ああいうものを学校でやっているということだと思います。

その後、何か若手の消防職員と座談会なんかを行っているということは、きちんと話し合いもできてるといえることですね。分かりました。

じゃあ、そのインターンシップ以外、そういうものをするというのはすごく大事だと思います。インターンシップ以外に何か、そういう受験、受験というか、そうやって申し込んでくれる、そういう人を増やすための取組というのは何か行っているのでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 女子高校をはじめとする各学校を訪問しまして、消防、自衛隊、警察によります3機関の合同職業説明会、こういったものがあります。そうした説明会や志太3市の合同企業ガイダンスを行っております。また、県内外の学校や公共施設に採用募集のポスターを配布するなど、幅広く受験者の獲得に向けた取組を行っていると

ころでございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今、御答弁の中で、消防だけがやってるんじゃないくて、消防や自衛隊や警察、3機関の合同の職業の説明会、そういうものがやられているという答弁だったと思うんですけど、この3機関合同職業説明会というのは具体的にはどんなようなことをやっているんですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 3機関合同職業説明会の件ですけども、ここには消防、自衛隊、警察の説明を一度に生徒が聞くことができる貴重な機会でございます。高等学校からの要請に基づいて現地へ行っているんですけども、消防としては、国民や地域住民を守るという、こうした職業を目指す生徒が一堂に会するこの機会を活用しまして情報発信を行うことで、より多くの受験者の確保につなげることを目的としてございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中では、いろいろな国民や地域住民を守る、そういう職業を目指す学生が一堂にとすることは、全員が集まるじゃなくて、学校のほうで、こういう職業に就きたいよという人を先に募っておいて、その人たちが集まって、そこに3機関が行って説明会を開く、そういうふうに理解しました。

じゃあ、その学校訪問した内容で、先ほどのインターンシップとは別で、どんな内容で。消防は消防、別々に分科会みたいな、そういうものが開かれると思うんですけど、消防のことに関してはどんな内容でやられてるんですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） インターンシップと内容は重なる部分がありますが、消防の魅力でありますとか採用案内をまず説明をさせていただきまして、消防という特殊な職場における若手職員の活躍の状況、それをプロモーションビデオのような映像を活用し、あと、防火衣の装着体験などを交えた体験型の説明会を実施をしております。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。いろいろそうやって努力をされているという

ことについて、分かりました。ありがとうございます。

先ほどの質問の中で、女性の受験者の割合、298人のうち21人で約7%ということなんですけれど、この7%という数字というのは、県内のいろいろ消防があると思うんですけれど、その中での採用試験のこの状況と比較した場合に、この志太消防本部というのは、この7%というのをどんなふうに解釈したらいいのかなと思って。その実態とどんなふうになっているのかというのを教えてください。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（油井和行議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 県内消防本部では、同じ期間に約6%程度ということで聞いております。それと比較をいたしますと高い割合となっているのではないかと考えております。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。

県内で6%だから、志広組のほうが高いよと、志太消防のほうが高いよということなんだけど、高いよということでもいいとするわけじゃなくて、今後も続けていただきたいと思えます。

先ほどもちょっと個室化のところにも言いましたけれど、女性専用の施設のみならず、全職員が、今、その若手の問題、あるいは全体含めてですけれど、そういう全職員が働きやすい職場環境、この整備というものを、これが大きなものであったら構成市になるもんで、これは構成市にお願い、藤枝市、焼津市にお願いをしたいと思えます。

私がお聞きしたいことは大体確認できました。

最後に、要望としてですけれど、繰返しになりますけれど、消防というのは男性だけの職場という、その印象が持たれがちなんですけれど、実際には多くの消防隊や救急隊が活躍されています。このコロナの時期、あるいはこの熱中症がどうのこうのと騒がれているときに、私も近くで、自分のうちの団地の中、あるいはその地域で、もう女性の救急士さんというんですか、救急車のほうに乗ってきた方が、熱中症で倒れたおばさんのところに行って、どうしたらいいのかとか、そういうことを、男性が行くよりかは女性が行ったほうが、十分そういうものが伝わりやすいというか、向こうも任せやすいというのがあったりします。あるいは妊婦さんとか、その女性の対応しなきゃならない

対象がそういうふうになったときに、女性の職員がその救急隊の中にいるということが非常に大事なのかなというふうに感じてました。

今言ったように、消防のその現場というのは、火災やその災害時の救助活動に限らないで、救急救命や地域防災活動、幅広い業務が含まれています。そして、今申し上げましたように、女性の力が強く求められる、そういう場面が増えている。それを私たちも確認、その現場現場でそれを見ながら確認をしてきました。そのためにも女性消防士の具体的な活動内容、その成果を広く、やはり今も私もこうやっていますいろいろ質問して、あるいは聞き取りをさせていただく中で、いろいろことをやられているというのを今の答弁でも確認させていただきました。

そういうことで、こういう活動、こういう重要な立派な活動を、ぜひやはりみんなに、藤枝市、焼津市の両市の市民の方たちに広く、報告というか、その活動を広報等に積極的にやはり載せていただいて、こういうところに若い人たちがやってみたいという、そういう意識、こうやって頑張っているんだと。そういう就職を希望してくる方というのはその意志が、熱い意志というのがかなりあると思うんですよ。その人たちがきちんと消防という職業に就ける、そのきっかけをこの広報等につくっていただくこと、これを要望します。

消防職、自らその職業として選択し、そういう女性をどんどん、どんどん増やす、そういうことを強く要望させていただいて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（油井和行議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

○議長（油井和行議員） 日程第2 認第1号、認第2号及び第9号議案から第13号議案まで、以上7件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案7件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午前11時24分 休憩

○議長（油井和行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案7件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、上程議案7件の採決を行います。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和6年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

油井 和行

会議録署名議員

石井 通春

会議録署名議員

増田 克彦